



成迫社会保険労務士法人
 松本事務所 TEL 0263-33-2223
 長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
 松本事務所 TEL 0263-38-7300
 長野事務所 TEL 026-291-4160
 飯田事務所 TEL 0265-25-0261

11 月は労基署の調査月間です！

4月に働き方改革関連法が施行され、労基署から届いた自主点検の調査書類の報告書を作成したり、事業所訪問で受けた是正勧告の対応をしたりすることが増え、行政の事業所指導が活発になっているように思います。**加えて毎年11月は厚生労働省が定める「過労死等防止啓発月間」で、期間中は重点監督が実施されます。**重点監督の対象事業所に該当していない事業所であっても、管轄労基署では年間の事業所訪問計画を立てておりますので、**対象にならないとは限りません。**今年の重点監督は下記のとおりです。

対象事業所	①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業所 ②労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、 離職率が極端に高い など若者の「使い捨て」が疑われる企業
重点確認事項	①時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届（36協定）」の範囲内であるか等について確認を行い、違反が認められた場合は是正指導を行う ②賃金不払残業が行われていないかについて確認し、違反が認められた場合は是正指導を行う ③ 不適切な労働時間管理 について、労働時間を適正に把握するよう指導を行う ④ 長時間労働者 に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導を行う
書類送検	重大・悪質な違反が確認された場合は、 送検し、公表 を行う



一部の業種を除く中小企業は、来年から時間外労働の上限規制が適用されるようになり、しばらくは行政の監督指導が続くと思われます。自主点検調査や監督訪問への備えを兼ねて、年1回は事業所で備えていなければならない書類の点検をお願いします。労基署の調査内容など気になることがございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。 塩原 正行

もうすぐ年末調整…必要書類をご用意ください

今年も年末調整の時期です。**令和2年分扶養控除等申告書に単身児童扶養者欄が設けられた以外は、昨年と変更ありません。**

提出書類	チェックポイント
平成31年（2019年）分 扶養控除等（異動）申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 全員分揃っていますか <input checked="" type="checkbox"/> 扶養状況等が正しく記載されていますか
令和2年分 扶養控除等（異動）申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者・扶養親族の収入金額（所得金額）が記載されていますか
配偶者控除等申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 対象…配偶者の収入が0～201万6千円未満（給与収入のみの場合）
保険料控除証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書類が添付されていますか

※中途入社で 1/1 以降前職で給与の支払いがある方は **前職源泉徴収票**が必要です。



各種証明書類は10月頃から届き始めています。紛失の場合再発行に時間がかかりますのでご注意ください。 斉藤 愛